

令和7年度第3回上下水道経営審議会 会議録

○日 時 令和7年8月8日（金）午後1時30分から午後2時18分まで

○場 所 深川市役所 3階大会議室

○出席者 坪田 邦光 委員（深川商工会議所）<会長>
安立 裕幸 委員（深川地区町内会連合会）
秋沢 佐代子 委員（深川地区町内会連合会）
飯島 町子 委員（一巳地区町内会連合会）
平澤 利幸 委員（納内地区町内会連合会）
清水 正勝 委員（多度志地区町内会連合会）
杉森 一沙 委員（深川地区連合会）
三谷 好美 委員（きたそらち農協）
青野 美津子 委員（深川消費者協会）
臼杵 清 委員（公募）
秦 紀子 委員（公募）
青木 裕幸 委員（公募）

○事務局 建設水道部長 藤井 紀久也
上下水道課長 美口 英憲
上下水道課主幹 木田 享
工務係主査 佐藤 大樹
庶務係長 大野 竜次
庶務係主査 竹ヶ原 知美
庶務係 菅原 健太

○会議内容 議案第1号 水道料金の算定について

1 開会	「令和7年度第3回上下水道経営審議会」開会
* 2 会長挨拶	<p>皆様にはお忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございます。</p> <p>本日の会議につきましては、先日深川市長から諮問されました水道料金の改定に関する協議1件になります。</p> <p>厳しい経営状況にある水道事業の収入に関する重要な事項でありますので意見などをいただきながら進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
3 議事	<p>【協議事項】</p> <p>議案第1号 水道料金の算定について</p> <p>事務局より、資料「水道料金の算定について」に沿って説明</p>
	<p><質疑応答></p> <p>委 員 深川市の水道料金は、北海道の中でも高い方に位置しているが、その理由を教えてほしい。</p> <p>沼田ダムから取水しているが、例えば近隣にある石狩川とかから水を取水すればもう少し安くなるということはないのか。</p> <p>事務局 料金が高い理由は数点あり、まず地理的な条件で、山間部や高台など地形的に水を供給しにくい地域では、送水ポンプや減圧弁などの施設が必要である他、配管の補強整備に費用がかかりやすく、水源からの距離が遠ければ遠いほど各家庭まで配水するのに長い距離を要するため、管の整備費や維持管理に費用がかかり、水道料金が高くなる傾向にある。</p> <p>深川市の場合も同様に、水源が山間部にある沼田ダムから供給しており、市内までの管路延長は約32kmで、管の整備費や維持管理に費用を要するため、高料金の要因の一つとなっている。</p> <p>また、深川市は過去に町村合併をしており、行政面積が広く、同時に給水エリアの面積も他市と比較すると大きいため、配水池や送水ポンプなどの施設の数が多く、その影響により維持管理費が高額となっている。</p> <p>更に節水意識の高まりや人口減少により、水道の使用量が減少し水道料金収入が減少し続いていることも要因となる。</p> <p>石狩川本流からの水の確保は水質の安全面から考えると非常に困難で、当市の上流には旭川市があり、工場排水や下水処理場の放流先になってしまることで重金属や化学物質の検出の可能性があることや、農薬等の影響も考えられることから、現在、石狩川本流を飲料水として利用している市町村はそれらの影響が少ない旭川市のみとなっている。</p>

委 員	<p>5 ページの料金体系の見直しの中で、右側になるが家事用の改定率が少し高いと感じる。超過料金は統一されているが、基本料金は差が設けられている。同じように超過料金も家事用を下げ、家事用以外を上げるという調整はできないのか。</p>
事務局	<p>深川市では基本水量を設けており、基本水量を超えた従量料金を超過料金としているが、日本水道協会の水道料金算定要領では、従量料金は原則均一とすることが望ましいとされている。すでに基本料金で生活用である家事用に配慮しているので、従量料金は使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、分ける考えはないもの。</p> <p>また、水道の使用用途のほとんどは家事用であることから、家事用の超過料金を下げた場合、その差額分を少数である家事用以外に回すことになるため、超過料金の上昇はかなり高くなると推測される。</p>
委 員	<p>日本水道協会の「水道料金算定要領」からは「基本料金 32%・従量料金 68%」という配分が理想とされているが、過去 5 年の決算状況から基本料金と従量料金の割合の比較が深川市の場合どうなっているのか。</p>
事務局	<p>水道料金算定要領を基にした各自治体の料金改定資料によると、この算定要領に則って計算すると「基本料金 32%・従量料金 68%」の割合や近い割合になることが多いようです。</p> <p>また、この比率による料金計算は従量料金を 1 m³から計算しているようだが、深川市は家事用であれば基本水量として 8 m³が基本料金に含まれており、これを超える水量から従量料金、超過料金がかかるため、基本料金 32%、従量料金 68%の割合にはならないもの。</p> <p>深川市の割合は、調定、使用者から支払ってもらうべき金額での実績とし、家事用、営業すべて含め、メーター使用料を除いた内容になるが、R6 年度では調定水量 148 万 3,286 m³、うち基本水量 72 万 9,899 m³、超過水量 75 万 3,387 m³で、調定基本料金 2 億 1,807 万 7,284 円、超過料金 2 億 2,143 万 6,700 円、計 4 億 3,951 万 3,984 円となり、基本料金 49.6%、超過料金 50.4% という割合。</p> <p>R5 年度から R2 年度は比率のみだが、R5 年度は基本料金 49.2%、超過料金 50.8%、R4 年度は基本料金 49.1%、超過料金 50.9%、R3 年度は基本料金 43.9%、超過料金 56.1%、R2 年度は基本料金 42.2%、超過料金 57.8% で、R3 と R2 はコロナによる基本料金減免があったため差があるが、例年ほぼ半々の割合になっている。</p> <p>なお、料金設定だが、安定した収入を得るために基本水量を含めた基本料金を継続するもの。</p>

委 員	7 ページで料金改定平均 29.3%増加となっているが、8 ページ料金改定の影響額を見ると家事用口径 13 mm、平均 10 m ³ で比較すると 2,595 円が 3,432 円で 32%増、口径 20 mm、平均使用 12 m ³ だと現行 3,190 円が 4,521 円で 42%増、基本水量以内では 2,090 円が 3,157 円で 51%増となる。29 年間値上げがなかったとのことだが、一般家庭に与える負担が納得し得る状況にあるのか。
事務局	<p>一般家庭の料金改定の影響が大きいということだが、どうしても部分的に高くなる場合やそこまで高くならない場合もあり、平均で 35.8%となっている。営業や工業用は元々料金が高い設定のため改定率が低いため家事用の改定率が高くなつたもの。</p> <p>家事用が全体の 7 割であり安定的な収入を得るには、家事用をちょっと上げていかないと経営が今後厳しくなるため、大変心苦しいが今回このように進めたい。</p> <p>また本来であれば料金だけで 1 億 7 千万円の収入増としないといけない設定だが市民負担軽減のため一般会計から 5,000 万円繰入し、料金設定は 1 億 2,000 万円とする工夫もしている。</p>
委 員	意見としてだが、理由は説明があつてわかるのだが、家事用の上昇率が高いと感じた。
委 員	関連するが家事用を 35%、その他は元々低かったこともあり平均で 29%になることは説明もあり理解できるが、やはり家事用が 35%というのは受け止め方としてちょっと心配がある。
会 長	家事用 35.78%、これをもう少し下がらないかというご意見ですか。
委 員	説明を聞いているとそれもなかなか難しいだろうと感じる。収入で 1 億 2,000 万円増の必要もあることから表現として平均 30%未満としながら身近な家事用は 35%ではどうなるのだろうかという印象があるということ。
事務局	確かに印象としてはそうなるが、いろいろな区分けがあつてそこに対して一つ一つの増減割合は表現しきれない。例えば料金改定したが何%なのか、と聞かれても平均で何%改定しましたという表現になるので、全体平均で改定率 29.3%という表現にしかならない。工業用や営業用の改定率を上げると撤退するということもあり、そうなると収入が大きく減る事態となり後の世代に負担がかかることになるため、今回の改定は家事用に寄つた改定となつたもの。

委 員	資料 5 ページで、今回、料金体系を用途別から用途別・口径別併用に変更しているが、その理由は。
事務局	<p>これまで、家事用や団体用・営業用などの使用用途によって水道料金が違う「用途別料金体系」を採用してきた。これは主に団体用や営業用に負担を大きくすることで一般家庭の単価を抑え、水道の利用を促進し、公衆衛生の向上を図る当初の目的があったが、すでにこの目的は達成され、近年では家事用のマンションの 1 室が事業所になる、変更の届出がなく店舗併用の用途に変更されるといった問題が発生しており、用途が明確に判別できない事例がある。</p> <p>こうした理由から、全国的に水道施設に対する負荷の度合いで基本料金を変える「口径別料金体系」に移行する自治体が増加している。口径別料金は水道メーターの口径の違いによって料金を設定する方法で、口径が大きいほど料金が高いのは、一度に多くの水を使えるため、水道施設への負担が大きくなることや、利便性が高くなるためです。</p> <p>今回、用途別・口径別の併用としたのは、生活用水の負担を緩和するため家事用の用途を残した設定としたもの。</p>
委 員	今回、大きな値上げとなっているが、段階的な値上げはできないのか。
事務局	<p>人口減少による収入の減少や老朽化した水道施設の更新により、現行料金の維持では令和 8 年度に経営は大きな赤字に転じ、令和 9 年度に手持ちの現金などが枯渇する見込みであることから、料金改定に至ったもの。</p> <p>また料金システムの変更には 1 回で 200 万円ほどの費用がかかることや、改定後も決して経営に余裕は生じないことから、段階的な引き上げは困難な状況です。</p>
委 員	前回会議でも話が出ていたが、人件費や資材費は現状でどれぐらい上昇しているのか。
事務局	<p>建設業界の人件費は少子高齢化や熟練作業員の引退で人手不足が深刻化している。平成 25 年を皮切りに労務単価の上昇が続いており、最低であった平成 24 年時点と比べると、令和 7 年の平均労務単価は 85.8% 増で約 1.9 倍上昇している。</p> <p>また、資材費は建設物価調査会の資料によると、土木部門では 5 年前と比較して 40~70% 増で、約 1.4~1.7 倍に上昇している。</p>
委 員	多くの物価高が続く中、低所得者に対する料金はどうなるのか。今まで通り続けるのか。

また、低所得等以外の減免制度などもあれば利用状況についても教えてほしい。

事務局

公営企業法に基づいて運営される水道事業としては基本的に料金収入で運営を行うため、基本的には通常の料金としたいところですが、同法で例外として市からの繰入金が認められており、低所得者への料金減免は福祉施策の一環として実施されているため、市から繰入金として軽減料金分が補てんされているので、市の施策として実施される限り継続する考え。

また、低所得者以外の減免制度は、市給水条例第41条に「公益上その他特別の理由があると認めたときは、軽減または免除することができる」とあり、主に漏水による減免制度がある。異常水量認定基準を根拠に地下漏水及び水抜き栓や機器の故障、水抜き栓の操作誤り、蛇口の閉め忘れ等の区分ごとに軽減率や適用を決めて運用しており、修理が必要な漏水の場合は指定工事事業者で修理することを条件に、通常使用を超えた分を免除している。

その他水の出しつばなしなどの漏水は一度だけだが通常使用の5倍までの使用水量とし、それ以上を免除する措置がある。

会長

他に皆様から何かございますか。

(意見なし)

ないようですので、事務局から提案されました議案第1号水道料金の算定について、審議会においては事務局案に賛同することとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは賛同することといたします。

5 その他

その他について

事務局より、今後のスケジュールを変更し、第4回審議会は市長への答申を議題にし、8月下旬から10月3日（金）開催へ変更する旨説明。

6 閉会

「令和7年度第3回上下水道経営審議会」閉会